

会社の勤務指定のここはおかしいぞ！ シリーズ①

年休失効はあい得ない！ ①

年休は労働者の権利！

全社員の皆さん、労働者は会社の言う通りに勤務に就いています。ところで、会社が言うことに疑問は持ちませんか？ おかしいと思っても、これが当たり前だと思っていないですか？ 本紙では、J R 東海では常識でも、世間では非常識という勤務指定について明らかにしていきます。

まずは、年休（年次有給休暇）について説明します。年休は、「会社が労働者に対して恩恵的に与えるもの」だと思っていないですか？ 答えはNOです。

労働基準法第39条では、「1. 使用者（会社）は、…労働者に対して…有給休暇を与えなければならない」「5. 使用者は、…有給休暇を労働者の請求する時季（年休を申し込んだ日）に与えなければならない」と謳っています。つまり、**年休は労働者の権利として、法律で保障されている**のです。逆（会社）の立場からいうと、**年休付与は義務**です。従って、年休が取れないことは法的にあり得ません。

年休の目的は、労働による疲労回復のみではなく、人間らしい生活の確保、人間としての尊厳を維持・確保するためであることは、判例や学説において確立されています。皆さん、年休は「入ったらラッキー」「順番が悪いからあきらめよう」「要員が少ないから」と思っていないですか？ まずは、この認識を変えましょう。

おさらい

会社が年休を与えてくれる……………×

会社は年休を与えなければならない……………○